

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正案	現行
別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 第 11 無線標定業務の局 1 無線標定陸上局 [(1)~(4) 略] (5) 指定する電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力は、別表 1 に定める <u>範囲内のもの</u> （ <u>気象観測に使用する無線標定陸上局であって 5,250MHz を超え 5,372.5MHz 以下又は 9,700MHz を超え 9,800MHz 以下の周波数を使用するものを除く。</u> ）であること。	別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準 第 11 [同左] 1 [同左] [(1)~(4) 同左] (5) 指定する電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力は、別表 1 に定める <u>範囲内のもの</u> であること。
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 第 2 陸上関係 3 その他の一般無線局 (19) 気象観測に使用する無線標定陸上局 [ア 略] イ 気象観測に使用するものであって、 <u>ウに規定する以外の降水を観測するもの（高性能型気象レーダー）</u> [（ア）~（オ） 略] <u>ウ 気象観測に使用するものであって、概ね半径 30km の範囲の降水を観測するもの（汎用型気象レーダー）</u> <u>（ア） 基本的事項</u> A <u>政府機関及び地方公共団体以外の気象の観測を業とする</u>	別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 第 2 [同左] 3 [同左] (19) [同左] [ア 同左] イ 気象観測に使用するものであって、 <u>アに規定する以外のもの</u> <u>の</u> [（ア）~（オ） 同左] [新設]

者が開設するものであること。

B 使用する周波数帯等は、設備規則第 49 条の 4 の 2 の 2 の規定に適合するものであること。

C 無線局の目的

公共業務用であること。

D 通信事項

気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）であること。

E その他

(A) 汎用型気象レーダーの無線設備の設置場所は、イのレーダーのうち 9.7GHz 帯を使用するものの観測範囲等を補完するためであって、観測範囲の設定、周波数の繰り返し利用、他の無線局との干渉等との関連において適切であること。

(B) 無線局の運用に障害が発生した場合には、その旨を当該無線局の無線従事者として選任された者に対して速報する手段が講ぜられているものであること。

(C) 無人方式の無線設備であって、当該局に選任された無線従事者が 3 時間以内に到着することができない場所に設置されるものについては、予備の設備又は回線に、自動的に又は無線従事者が常駐する場所からの遠隔制御により、切換えることができるものであること。

(D) 無人方式の無線設備は取扱者のほか、みだりに出入りできない場所に設置されているものであること。

(E) 遠隔操作される無線設備の設置場所は、連絡線等遠隔操作に必要な施設が設置できるものであること。

(F) 30km 先までの全域において、1 mm/hr の降水を観測できること。

(G) 距離分解能は 150m 以上とすること。

(イ) 指定事項

指定事項は、設備規則第 49 条の 4 の 2 の 2 の規定に適合するものとし、このうち指定する周波数については、別紙(19)-1 に定めるものであること。

なお、CH19 の周波数を第一優先として取扱い、CH19 が使用できない場合に限り、CH18 から順次低い周波数での周波数割当を行うこと。

また、一のチャンネルにおいて、原則低位を QON、高位を PON に割り当てることとする。ただし干渉回避等のため必要が有る場合は、当該チャンネルについて、低位を PON、高位を QON に割り当てることとする。

(ウ) 無線設備の受信装置の工事設計の審査は、次の基準により行う。

A 等価雑音帯域幅は、1.2MHz とすること。

B 雑音指数は、4 dB 以下とすること。

C 受信空中線は、送信空中線と同一の空中線を使用するものであること。

D 次に掲げるすべての干渉除去機能又はこれらに相当する干渉除去機能を有するものであること。

(A) 極座標画像孤立点処理(極座標系の画像を描画する段階において、孤立している信号を除去することをいう。)

(B) 多反射区間平均化処理(5以上のパルスそれぞれの反射信号を距離ごとに平均化するものをいう。)

(C) 三反射区間孤立点除去処理(3つのパルスそれぞれの反射信号を距離ごとに比較して孤立している信号を除去することをいう。)

(エ) 混信保護

混信保護の検討は、被干渉局の干渉波受信電力 Pr' が次の(A)及び(B)の値を満足すること。ただし、与干渉局の免許人と被干渉局の免許人との間で調整が行われた場合は、この限りでない。

(A) 被干渉局が高性能型気象レーダーの場合 -120dBm以下

(B) 被干渉局が汎用型気象レーダーの場合 -110dBm以下

$$Pr' = Pt' - (Lp' + Lf' + Le') + (GAt \theta + GAr)$$

Pr' : 被干渉局の干渉波受信電力(dBm)

Pt' : 与干渉局の送信電力(dBm)

Lp' : 与干渉局と被干渉局間の伝搬損失(dB)(自由空間伝搬損失及び地形等の遮蔽による損失の合計値)

Lf' : 与干渉局及び被干渉局の給電線損失(dB)(レドーム損失等を含む。)

Le' : 周波数離調による減衰量(dB)

GAt θ : 与干渉局の空中線利得(dBi)であって、主指向方向から15度以上離隔した方向における最大利得

GAr : 被干渉局の空中線利得(dBi)であって、被干渉局が高性能型気象レーダーの場合、主指向方向における最大利得、被干渉局が汎用型気象レーダーの場合、主指向方向から15度以上離隔した方向における最大利得

(オ) 他のシステムに対する混信その他妨害の防止

A 9.7GHz帯を使用する高性能型気象レーダーに対する混信の防止

9.7GHz帯を使用する高性能気象レーダーに対する与干渉については、被干渉局の干渉波受信電力が(エ)に基づき算出した結果において定められた規格を満たす範囲のものであること。

また、周波数の指定の際には、「この周波数の使用は、9.7GHz帯を使用する高性能型気象レーダーの運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すこと。

B 他の無線システム(9.7GHz帯を使用する高性能型気象レーダーを除く。)に対する混信の防止

他の無線システムに対する与干渉については、他の無線システムの被干渉に係る審査の基準に照らしてその運用に重

大な支障を与えないものであること。ただし、他の無線システムの免許人との間で調整が行われた場合は、この限りでない。

C CS放送の受信に対する妨害の防止

9.7GHz帯は、CS放送の受信にイメージ妨害を引き起こす周波数帯であることから、申請者があらかじめイメージ妨害の可能性のある領域を確認し、CS放送の受信設備にイメージ妨害を与えないよう、運用調整に関する資料が提出されているとともに、CS放送の受信を妨害した場合には、必要に応じて送信電力の制限等の対策を講じられること。

また、周波数の指定の際には、「この周波数の使用は、CS放送受信設備に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すこと。

別紙(19)-1 気象レーダーに割り当てる周波数

[1 略]

2 イに規定する9.7GHz帯気象レーダーに割り当てる周波数

[表略]

3 ウに規定する9.7GHz帯汎用型気象レーダーに割り当てる周波数

<u>チャンネル番号</u>	<u>電波の型式</u>	<u>中心周波数 (MHz)</u>	<u>備考</u>
<u>CH1</u>	<u>QON</u>	<u>9703.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH1</u>	<u>PON</u>	<u>9706.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH2</u>	<u>QON</u>	<u>9708.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH2</u>	<u>PON</u>	<u>9711.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH3</u>	<u>QON</u>	<u>9713.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH3</u>	<u>PON</u>	<u>9716.25</u>	<u>注1、注2</u>

別紙(19)-1 [同左]

[1 同左]

2 9.7GHz帯気象レーダーに割り当てる周波数

[表同左]

[新設]

<u>CH4</u>	<u>QON</u>	<u>9718.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH4</u>	<u>PON</u>	<u>9721.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH5</u>	<u>QON</u>	<u>9723.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH5</u>	<u>PON</u>	<u>9726.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH6</u>	<u>QON</u>	<u>9728.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH6</u>	<u>PON</u>	<u>9731.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH7</u>	<u>QON</u>	<u>9733.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH7</u>	<u>PON</u>	<u>9736.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH8</u>	<u>QON</u>	<u>9738.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH8</u>	<u>PON</u>	<u>9741.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH9</u>	<u>QON</u>	<u>9743.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH9</u>	<u>PON</u>	<u>9746.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH10</u>	<u>QON</u>	<u>9748.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH10</u>	<u>PON</u>	<u>9751.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH11</u>	<u>QON</u>	<u>9753.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH11</u>	<u>PON</u>	<u>9756.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH12</u>	<u>QON</u>	<u>9758.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH12</u>	<u>PON</u>	<u>9761.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH13</u>	<u>QON</u>	<u>9763.75</u>	<u>注1、注2</u>

<u>CH13</u>	<u>PON</u>	<u>9766.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH14</u>	<u>QON</u>	<u>9768.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH14</u>	<u>PON</u>	<u>9771.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH15</u>	<u>QON</u>	<u>9773.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH15</u>	<u>PON</u>	<u>9776.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH16</u>	<u>QON</u>	<u>9778.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH16</u>	<u>PON</u>	<u>9781.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH17</u>	<u>QON</u>	<u>9783.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH17</u>	<u>PON</u>	<u>9786.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH18</u>	<u>QON</u>	<u>9788.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH18</u>	<u>PON</u>	<u>9791.25</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH19</u>	<u>QON</u>	<u>9793.75</u>	<u>注1、注2</u>
<u>CH19</u>	<u>PON</u>	<u>9796.25</u>	<u>注1、注2</u>

注1 この周波数の使用は、9.7GHz 帯を使用する高性能型気象レーダーの運用に妨害を与えない場合に限る。

注2 この周波数の使用は、CS 放送受信設備に妨害を与えない場合に限る。

[別紙(19)-2 略]

[別紙(19)-2 同左]

附 則
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。